移転促進区域からの災害危険区域の指定について

1. 災害危険区域について

区域の内容について

東日本大震災の津波被害が著しい区域について市民の生命、健康及び 財産の保護を図る目的で市が指定。家屋の流失した区域としている。

区域指定による制限について

住宅を用途とする建築物の建築が出来なくなります。「住宅の用途」とは住宅を始め、寄宿舎・病院等宿泊が伴う建築物も含み、事務所・店舗・ 倉庫等の建築は可能である。

区域からの移転方法について

個人移転、集団移転共に助成制度が利用可能である。

2. 移転促進区域について

区域の内容について

移転を促進する区域であり、津波被害はあったが移転も現地再建も出来る地域である。家屋が流失した災害危険区域に沿うような形で隣接する部分。別添図で太赤線の災害危険区域よりも山側にはみ出た着色部分である。

区域指定による制限について

現地での再建又は集団移転が可能な地域である

区域からの移転方法について

移転の場合、集団移転のみが助成制度を利用可能である。

3. 移転促進区域からの災害危険区域の指定について

現在移転促進区域からの移転は、防災集団移転のみに助成制度が可能となっており、移転完了後は災害危険区域に指定することとなっている。この区域には個人移転を希望する方も居る事から、予め災害危険区域の指定をし、個人移転の助成制度の利用を図るため先行して指定するものである。